

平成27年2月24日（火）

第2回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成27年2月24日(火) 午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 委員長 北嶋扶美子 委員 豊島 秀範
委員 長谷川浩子 委員 足立 俊弘
教育長 倉部 俊治
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 湯下廣一
生涯学習部長 高橋 操
教育総務部次長兼総務課長 小島茂明
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 増田建男
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 西沢隆治
指導課長 榊原憲樹 鳥の博物館長 斉藤安行
学校教育課長 丸 智彦 図書館長 日暮延浩
教育研究所長 野口恵一 生涯学習課主幹兼公民館長
少年センター長 大島慎一 今井政良
教育研究所副参事 鍵山智子
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○北嶋委員長 ただいまから平成 2 7 年第 2 回定例教育委員会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお伝えします。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

会議録署名委員指名

○北嶋委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名します。豊島委員をお願いします。

議案第 1 号

○北嶋委員長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、教育委員会の点検・評価報告書の提出について、事務局から説明をお願いします。

○小島総務課長 それでは議案第 1 号、教育委員会の点検・評価報告書の提出について御説明をいたします。

お手元の 1 ページになります。報告書につきましては、別冊で御用意をしておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

平成 2 5 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、教育に関する学識経験者の意見を付しまして、報告をするものです。

点検・評価の方法につきましては、「我孫子市行政経営推進規則」による事務事業評価結果に基づき報告書を作成、平成 2 5 年度の教育委員会の施政方針、2 5 年度の我孫子市教育施策の主要施策をもとに行っております。学識経験者

の意見としまして、川村学園女子大学副学長の吉武民樹先生の意見をいただいております。

報告書の概要について御説明をいたします。25年度の主要施策をもとに作成しておりますので、若干前年度と変わった部分についての御説明という形をとらせていただきます。

報告書の11ページになります。25年度の主要な施策として小中一貫教育ということがございましたので、11ページの「⑫小中一貫教育の推進」ということで、ここが新たに25年度の施策として、点検・評価・課題ということで掲載をさせていただいております。

20ページになりますが、これも中段のエということで、「いじめ問題への対応」というものが大きく25年度行っておりますので、そこを大きく取り上げております。

点検と評価と課題につきましては、この部分について、前年度に比しまして、いじめ問題を含めてかなり詳細に掲載をしております。

「学識経験者の意見」としまして、32ページ以降に掲載をしております。この中では大きくは、点検・評価の基本的な仕組みについても適切であると。さらに、点検・評価の内容についても記載をされております。

34ページには、「教育委員会の施策の妥当性について」ということで記載されておまして、一番最後に吉武先生の意見として、前年度に調査書の誤記入問題等がございましたので、その辺の記述を受けての結果ということで、26年度の入試を無事に迎えることができた。今後とも教育委員会と中学校が一体となって進路事務に当たっていく必要があるということでの御意見をいただいております。

簡単ですが、以上で概略の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○北嶋委員長 以上で説明が終わりました。教育委員会の点検・評価報告書の

提出について質疑はありますか。

○豊島委員 ありがとうございます。35ページ、今、最後におっしゃられたところですが、今後とも教育委員会と中学校が一体となって進路事務に当たっていく必要があるということで、私、委員になってこの問題が起こって、ここから始まったのですけれども、最後にこの一文で「教育委員会と中学校が一体となって進路事務に当たっていく必要がある。」というのは、これは具体的に何を求めているのでしょうか。今そうやっていないのですかね。「今後とも」ということは、今やっていることをさらにというふうになるのでしょうか。ちょっと具体的なイメージをつかめないのです。

○小島総務課長 今委員がおっしゃったように、現状でも当然やっているという形はありますので、引き続きというような意味合いも含めて、校務支援システムも導入していますし、そういったところで含めて、その辺のマニュアルの制定であるとかを含めて、引き続き必要だろうという意味合いと捉えています。

○豊島委員 そうだと思うのですけれども、教育委員会と中学校が一体となって進路事務に当たっていく、それは当たり前のことだと思うのですけれども、でもおおよそは中学校が中心となってやっていく問題であって、そこに教育委員会が必要時にかかわる。一緒になってやっていることも私も知っていますけれども。ただ、必要以上に教育委員会がかかわっていくということがなきやいけないのでしょうかね。

○湯下教育総務部長 御指摘のとおりだと思います。本来は、6中学校ございますので、各校長の責任のもとで進路指導、あるいは成績処理というのは行われるべきものだというふうに理解をしております。ただ、御承知おきのとおり、我孫子市においては、調査書について事故がございました。そういうことを踏まえて委員会としても、学校の校務システムを今は1～2年生に入れていますが、そういった統一されたシステムがなかった手作業での点検があって、そこ

からが人為的なミスというところもありました。そういう意味で、委員会としてもその結果、実際に行われている成績処理の結果について、きちっとみずからの手でチェックをしたいという気持ちがあって、少なくともあの事故の後、3年間、そのときに不安を持って中学校に入った子供たちが卒業するまでの間は、そういった手厚い点検の仕方が必要なんだろうという意味合いも含めて、ここには書かれているというふうに私ども受けとめております。

○豊島委員 ありがとうございます。我々が今やっている、皆さんがやってくださっていることを評価して、それをさらに続けていってくれということだということですね。それとの関連で、もう1ついいですか。

今、26年度の最後なのですけれども、去年25年度があって、27年度のこと、1年生に向けて今やっているわけですけれども、今までのことを反省して、ああいうふうな大規模な取り組みをやって正解だと思っているのですけれども、その後はそれに対しては、我々や皆さんがやったあれに対しては、各中学校は、それに対してきちんと何の問題もなく取り組んでいるというふうに判断していいのでしょうか。

○榊原指導課長 お答えします。御指摘の調査書関係ですけれども、各中学校の校長を責任者としまして、我々指導課のほうでも、まず学校から出されたものにつきまして、年末年始にかけまして二重のチェックをさらに行いました。

また、さらにそれにつきましては事務所のほうにも、市の教育委員会から提出し事務所の点検も受けた上で、最終的に学校のほうに報告を行って、生徒に実際に渡すという形で、ちょうど今度後期の選抜に臨んでいるところでございます。

○豊島委員 ありがとうございます。すばらしい改革だと思います。ただ、前回というか、そのときにも申し上げたのですけれども、そういう機器類が整えば、それで何かなくなることはないと思います。みんなが機械に対して知識

があるわけじゃないし、企業の方、業者が一生懸命説明してくれるといっても、ああいうものというのは一様にみんながレベルアップするわけじゃないのですね。だからそこのところの後の、今後の手当てというか、今現在の手当てみたいなのが絶対欠かせない。それでなくたって先生は忙しくなっています。ですから、そこのところが気になっているものですから、教育委員会と中学校が一体となって進路事務というのは、そういうことまで含めたことでないと、得意な人のところの仕事がうわっと集中しちゃって、ほかの人はなかなかできないという実態があるわけですから、そこのところは監視というのではなくて、一緒になってやっていくみたいな形で定着するまではやっていく必要があるなど思っているんで、もう一度同じようなことが起こったら、ちょっとこれ我々は逃れられないぞというところがあるものですから、しつこく意識しています。

以上です。

○北嶋委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○北嶋委員長 議案第1号、教育委員会の点検・評価報告書の提出について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○北嶋委員長 議案第2号、平成27年度我孫子市教育施策の策定について、事務局から説明をお願いします。

○小島総務課長 それでは3ページになります。議案第2号、平成27年度我

孫子市教育施策の策定についてです。

提案理由としまして、平成27年度における教育行政の施策を定めたいので提案するものです。

4ページ以降に「平成27年度我孫子市教育施策」を掲載してございます。

10ページをごらんいただければと思います。そちらのほうに教育施策の改定整理表ということで、26年度との対照表が載ってございます。平成27年度までは計画期間としております第二次基本計画後期計画との整合を図っておりますので、26年度と大きく変わっている部分はございません。その整理表に基づきまして、若干の御説明をさせていただきます。

まず目標1の「市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習の実現」、ここにつきましては、そこに記載されている3項目について、第二次基本計画との整合を図るための文言の整理等を行っております。

次に11ページの目標2の「子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育充実」、こちらのほうにつきましても、表現の一部修正ということで、わかりやすい表現であるとか文言の整理を行っております。重点施策1の(6)、11ページの一番下になりますが、「安心して快適に学べる教育・学習環境の充実」につきましては、施策の進捗状況に伴いまして順番を入れかえております。放射線量等については一段落している部分がございますので、「幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行」という部分の入れかえをしてございます。

続いて、12ページの一番上の(7)「体育館の耐震化」につきましては、今年度26年度で全て終了します。そういったことで「老朽化対策」というような文言に修正をしております。

(8)については、来年度、平成27年度からエアコンを設置していきますので、「エアコン設置による教室環境の改善」ということで追加をしてございます。

重点施策の2についても、「キャリア教育の充実」等の考え方についてわかりやすい、現時点に沿った形での修正、次のページの重点施策3についても表現の一部修正、文言の整理、(16)の「子ども部との連携強化」については、「障がいのある」という言い方を「特別な配慮が必要な」ということで、虐待対応等がかかわることが多いので、その文言整理、一番最後の(17)については、「基本方針に沿った」という形を、実際に26年度に「我孫子市いじめ防止対策推進条例」を制定しておりますので、それに変えたというところでございます。

簡単ですが以上です。よろしく申し上げます。

○北嶋委員長 平成27年度我孫子市教育施策の策定について、質疑はありますか。——よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○北嶋委員長 議案第2号、平成27年度我孫子市教育施策の策定について、議案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○北嶋委員長 議案第3号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○丸学校教育課長 それでは議案第3号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由は下段にありますけれども、県費負担教職員の事務職員の職におい

て、「主任主事」の職が廃止されて、新たに「主査」の職が加わったこと、また、事務の共同実施の位置づけを明確にするとともに、そのほか所要の改正を行ったものでございます。

ここでちょっと文言の意味等について補足させていただきます。

「事務の共同実施」というのは、学校事務の効率化や、どこの学校に勤務しても同じような事務が遂行できるようにする平準化を目的としているものでございます。このことは、前の定例会の中でもお話ししたときがあると思いますけれども、教員の事務の負担軽減にもつながっているものと考えております。

我孫子市では、我孫子地区、天王台地区、湖北布佐地区の3つに分けて、学校事務職員が事務の共同実施に取り組んでいます。

具体的にどんなことを取り組んでいるのか、事務の効率化というところでは、給与関係とか、通勤手当の総合点検とか、情報の共有、教育支援という面からいえば、サービス関係、取得の注意点とか、そのほか普通救命講習の受講とか、そんなことも行っております。そのほか新規採用教職員、来年度も何名か入るわけですけれども、前年の3月30日ぐらいに新採職員を集めて、我孫子市職員としてのサービスといったこともお話をしたりとか、療休代替事務に関する業務とか、そんなことをやっているところです。

今、机上に「マコモン」という、我孫子市の学校事務の共同実施だよりということで、小中学校の事務職委員会が毎月大体1回ずつ出しているものです。これは、教職員向けにこんなことを覚えておいてくださいね、今こんな改正がおきましたよ、そんなことを報告しているということです。これは教職員にもとても好評なものです。

それから議案の16ページです。第40条第2項の中に「自己啓発等休業」というのがございます。この休業を取得するための事由というのは2点あります。

1つは大学等の課程を履修するために、もう1つは国際貢献活動を行う場合。承認期間は、大学等の課程の履修に関しては2年間、国際貢献活動に関しては3年を限度としております。この休業の承認回数なのですけれども、これは原則として、在職中2回まではとれますよという動きです。

なお、休業期間中は無給というふうになっております。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○北嶋委員長 以上で説明が終わりました。我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、質疑はありますか。

○豊島委員 今、お話しいただいた「自己啓発等休業」という、これは教員にとってはいいんじゃないかなと思うのですけれども、以前はこれに変わるものというのはなかったでしょうか。

○丸学校教育課長 ちょっと調べてみます。申しわけありません。同じようなもので、大学院の修学休業とか、そういうのがございました。あとは、国際貢献活動だとJICAの派遣とか、そういうのはございました。あとはちょっと調べてみます。

○豊島委員 今、大学院のことを申し上げようと思ったのですけれども、その直前に「大学院修学休業」とあって、そして「自己啓発等休業」とあるのですけれども、「自己啓発等休業」で大学等の場合に2年間、国際貢献は3年間、各2回までとおっしゃったのですけれども、この「大学院修学休業」と今の「自己啓発等休業」、例えば「学部」と「大学院」という違いですか、それはどういうふうな意味での違いなのでしょう。

○丸学校教育課長 まず、この「自己啓発等休業」に関しては、多分これは地公法で定められているものだと思います。「大学院修学休業」というのは地公法の中にあるのかなと思うのですけれども、大体教員の場合には、教育系の大学院に行く場合、2年間あります。それから「自己啓発等休業」の場合は、こ

れは「大学院」ではなくて「大学等」となっておりますので、大学院だけに限ったものじゃないよという形なので、その専門性云々というところも少し勉強させてください。

○豊島委員 ありがとうございます。実際に他県ですけれども、他県の教員が大学に入ってきたりとか、そういうことをやっているのですよ。学部に来て勉強もしたり、切りかえのときのさらにといいのはちょっと違うのですけどね。それで今「自己啓発等」を入れたということは、大学院の「修学休業」との兼ね合いがどういうふうになっているのかなということがちょっとわからなかったものですから、お聞きしました。

○北嶋委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 では質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○北嶋委員長 議案第3号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号

○北嶋委員長 議案第4号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第5号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第6号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第7号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第8号、我孫子市五本松運動広

場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第9号、我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上6議案は、関連議案ですの一括審議いたします。

なお、表決につきましては、議案ごとに行います。6議案について事務局から説明をお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長 それでは、19ページの議案第4号から32ページの議案第9号まで、一括して御説明いたします。

21ページの対照表をごらんください。

施設の使用を取りやめた場合、使用料が不要となる日数について、右側の「使用日の14日前から」というものを、左側の「使用日から起算して7日前」に変更するものです。これにつきましては、公共施設の中でばらつきがいろいろあるということ、市政への手紙で指摘を受けたのが発端となっております。施設の使用を取りやめるといった場合、施設の使用する日を、その日数の中に含めるか、含めないかについて、各施設についてばらつきがありました。例えば、水曜日に使うときに水曜日を入れると2週間前の木曜日からスタートになるのですが、入れないと同じ水曜日がスタートになります。そこで1日の開きが出て、施設によっていろいろばらつきがあるということの御指摘の市政へのメールがありました。

今回は、これを一括して統一するということを目的に、「使用日から起算して7日」ということで定めさせていただきました。「14日」を「7日」に変更したことにつきましては、本日お配りをしております「近隣市使用日・取り消し日」というA4の資料になりますが、これをごらんいただければと思います。

ここで「14日」という形で記載されておりますのは、我孫子市と鎌ヶ谷市

の体育施設が、このような運用になっております。ほかの4市につきましては、5日から7日までという形で、ある程度のばらつきが認められます。一般的にいうキャンセル料というものが発生する場合に、一般的には宿泊ですとか旅行関係、こういうものを近年の事例を考えますと、14日前というのは余りにも長いようなことが今は考えられております。また、体育館関係の屋外施設の利用につきましては、天候に左右されるという現状があります。現在、天気予報は週間単位で出されておるといことも加味しまして、「14日」を「7日」ということで今回変更をさせていただいております。

今回の変更につきましては、教育委員会の各施設のほか市民活動支援課所管の近隣センター、市民センター、市民課の会議室で同様に変更をする予定になっております。これで我孫子市全体で統一性を持たせるということで、今回の改正を考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○北嶋委員長 議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、一括審議を許します。質疑はありますか、

○豊島委員 ありがとうございます。20ページのところなのですが、公民館の規則の一部改正ですが、21ページの太文字のところは承知しました。1ページ前の20ページの(1)のところですが、これは今説明いただいたところとは直接かかわりはないのですが、(1)の湖北地区公民館のホールを使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の6カ月という意味ですかね——6月前の月の初日から使用日まで、これは例えば今月に使うとしたら、今3月としたら、3月に使うその月の属する月の6カ月前ということ、ここは3、2、1、12、11、10月でしょうかね。属する月の6カ月前の初日から、ここは6カ月ということで半年ですよ。この説明の仕方が、例えば「使用日から起算して7日前」というふうな言い方はわかりやすくてい

いのですけれども、ここの20ページの「属する月の6月前の初日から」というのと同じなのですよね。表現が今やってくれたほうがわかりやすいのですけれども、私は使うほうの立場で考えているのですけれども、取り消しはさることながら、「属する月の6月前の初日から使用日の20日前まで」というところが、「月の初日から使用日まで」となったのですけれども、ここの説明が先ほどなかったのですけれどもね。

○今井公民館長 お答えいたします。こちらの説明が先ほど漏れていたということで、申しわけございませんでした。こちらのほうの改正の「20日前」という部分につきましては、これまで湖北地区公民館のホールの予約というのは、半年前、6カ月前ということで、実際に今も行っているところでございます。こちらのほうの申請そのものが20日前ですよというのは、そこを過ぎてしまうと申請ができませんというのが、これまで書かれていた状況でございます。改正後については、当日まで使用申請することができます。「あいているから、きょう使いたいです」ということを窓口のほうで手続して、すぐ使うことができるというふうに、利用者の皆様にどんどん利用していただきたいということで、この部分を削除させていただいたという形になっております。

以上でございます。

○豊島委員 そうしたら、ここも今回の対象になっているわけですね。文章の変化は。

○今井公民館長 削除ということで対象になってございます。

○豊島委員 わかりました。

○北嶋委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○北嶋委員長 議案第4号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

○北嶋委員長 議案第5号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

○北嶋委員長 議案第6号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

○北嶋委員長 議案第7号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

○北嶋委員長 議案第8号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手

願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第8号は可決されました。

○北嶋委員長 議案第9号、我孫子市つくし野多目的運動広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○北嶋委員長 挙手全員と認めます。よって議案第9号は可決されました。

議案第10号

○北嶋委員長 次に、議案第10号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長 それでは、議案第10号について御説明をいたします。33ページをお開きください。

議案第10号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

提案理由としましては、小中学校施設を一時的に使用する場合の申請期限について、年間使用者の利便性を考慮して変更するものです。

34ページの対照表をごらんください。右側の改正前の「7日前」を、左側の改正後の「1月前」に変更するものです。

学校施設の目的外使用につきましては、年間の使用団体に対しまして、年間を通じて使用許可を出しておりますが、短期使用したい団体につきましては、7日前までにその都度申請をしていただいております。その申請を許可したと

いう形で許可を出して、当日は短期の方が使いますので、年間使用団体に使用できませんという通知をお送りして、年間使用の方がそれを使えないということを知っていただくような形をとっておるのですが、7日前ということ、土日の利用者の方が週末、金曜日の夕方に申請をお出しになる。事務手続上、どうしても次の週になって、年間使用の団体のほうに使えませんという御通知を差し上げる。そうしますと年間の使用団体のほうからは、使用できないのはわかるのですが、通知をもっと早くいただきたい。やはり計画等もあり、団員に対して周知もあるので、少しでも早く連絡がほしいという要望が多く寄せられているのが現状です。こういうことを考えまして、一般的に短期使用の団体についても、年間使用の団体についても、各団体の皆様に使用についてのお知らせ等は、1カ月、月単位の行事のお知らせ等が多く見られますので、今回は「1月前」ということで改正を今考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○北嶋委員長 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、質疑はありますか。

○豊島委員 1つ教えてください。私も学校の施設を、以前、違う地区ですけれども、借りて使わせてもらっていた経緯が大分あります。長期の年間使用に対して短期使用のほうが優先しているという、短期使用があれば年間の使用者はそれを譲るという形なのですけれども、そのようにしている理由というのは何なのでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 基本的には、学校開放は、曜日、時間帯を区切って使っていただく。その都度申請を上げて使うということ、ちょっと事務の煩雑化がありますので、年間を通じてその団体に貸し出しをするという原則を、まずつくりました。その中であれば、1年間ずっと使えちゃうということになると、例えば急に学校の行事で使わなくてははいけない。行政的な形で、例えば選

挙で使わなくてはいけない等の場合が出てきたときには、どうしてもその部分
は使用をやめていただきたいということで、短期のほうを逆に優先するという
ような約束事を、その当時に決めさせていただいたという形になっています。

○豊島委員 現実にはそのほうが合っているから、それでいいのだろうと思
いますけれども、短期使用、選挙のこととか、学校行事のこととかおっしゃっ
たのですけれども、その2つに象徴されることであれば何の問題もないと思
いますけれどもね。同じように使うような内容のものが、年間で考えているのと、
それをかぶるようなレベルのものが短期でぼんと入ってきて年間のほうが押し
やられるという、ちょっと計画が狂ってしまうようなことはないのですかね。

○西沢文化・スポーツ課長 基本的に今お使いいただいている各団体は、こと
し初めてというよりは、長年ずっとお使いいただいている団体が中心になっ
ています。今委員がおっしゃったみたいな形の同じような団体、グラウンドをス
ポーツの団体が使っているけれども、同じような団体がもう1回使いたいとい
うような場合も実はありますが、ふだんの練習の中で、ある程度早目に連絡が
あれば、違う場所もまた探すことができるという意味で、今までの7日という
のはちょっと短か過ぎてしまって、短期が入ってしまった場合、全く練習がで
きなくなる。それを何とか防ぎたいので、少しでも早目に教えていただきたい
ということもありまして、今回加味するというで決めさせていただきたい
ことで提案しております。

○豊島委員 子供が小学校、中学校にいたときに、朝野球をやっていて、その
朝野球のグラウンドをとるのが大変だったのですよ。相手チームのこともあつた
りして、それを短期で1カ月前に入れていくというのは実際やるほうとすれば
大変なのですよ。1カ月前というのは長いし、外の運動の場合は雨とか風によ
って左右されるし、それを7日前が急に1カ月前になる。これが現実的にそう
であればそれでいいのですけれども、1カ月というのは短期の使用のあれとし

ては結構長いなというような感じは持っているのです。そのことも含めて、かつ短期のものが入っていけば年間を通して組んでいるものが崩れていくというものがあったりすると、とるほうからすると結構大変だなと思っていたものですから。

○西沢文化・スポーツ課長 実は、長期に使っている団体でも、1年間を通じて、この日は絶対譲れないという日があります。長期で使いながら、その場所に短期の申請を出してくる団体が今はだんだん出てきています。そういうちょっとねじれた現象も生まれてきますので、その辺をちょっと何とか解消したいというのが1つの要因にはなっています。長期に貸しながら、ほかの団体に短期に入れられてしまうと、どうしてもその日は使えなくなってしまいますので、長期の方が自分のそこのところにもう1回短期の申請を出すなんていう、ちょっとおかしな現象が出てきてしまっていますので、その辺の解消を実は考えております。

○豊島委員 これが、その解消策だということですか。

○西沢文化・スポーツ課長 基本的に、短期も長期も1カ月程度であれば予定が組めるでしょうということがあります。1カ月前にだめというのがあるのであれば、予定を調整してほかの会場も使えるようにする。でも1週間前ですとそれができないので、その日は流すしかないのです。長期でもこの日だけは絶対、ほかのチームも呼んできているとか、6年生であれば壮行会をやるとかということになってきますと、やはり何が何でもやりたい、流すわけにはいかない。であれば、長期で申請して許可をもらっているのだけれども、短期でこの日だけは別に出すというような団体が今出てきてしまっているという、ちょっとねじれた現象があります。そういう部分の解消も、1カ月あればお互いに調整がきくでしょうということで今回考えさせていただいています。

○豊島委員 ありがとうございます。ねじれた現象と言われちゃうと困るので

すけれども、とるほうからすると必死なのです。ですから、それは1カ月あればまた違うところへ出したりすることも確かに可能ですから、これでいいんじゃないかなと思いますけれども、7日間がいきなり1カ月というのは4倍なものですから、そののところちょっと気になって伺いました。結構です。ありがとうございました。

○高橋生涯学習部長 お答えします。少年野球とかサッカーはグラウンドを確保するのは、ちょうど今、年間予約をするに当たって、募集をかけて調整させていただいています。午前中と午後に分けてみたり、土曜日の午後と日曜日と分けてみたり、試行錯誤しているところなのですけれども、そういった短期で使用する場合についても、教育委員会のほうで中に入って、いろいろな団体さんにかけて調整はさせてもらっています。確かに短期間の使用で、あとから1週間前にどいてくれと言われるのは短か過ぎちゃうので、周知するのが非常に厳しいと。1カ月前に言っていただければ、ほかの場所に変更することも可能だということで、教育委員会が中に入るということはやらせていただいているということがあります。ですから短期の方も、ある程度予定を立ててこの日というふうに決めるでしょうから、決まり次第、言っていただきましょうということで、ただ、来週すぐやるよというのもなかなか少ないかなと思いますので、1カ月間ぐらい間の中で、この日を使わせていただきたいということで言っていただければ、調整期間もあるということですから、1カ月にさせていただきます。1週間前にどけろと言われても、今度どくほうも逆に困ってしまうと。使うほうも、急に1週間前に使いたいという意見というのは意外に少なかったものですから、1カ月間という期間を設けさせていただきました。

以上です。

○北嶋委員長 確認ですが、年間予約する方には、スポットで入ってきた場合には、そちらに譲ってくださいというのは年間予約のときに確認済みなのです

よね。

○西沢文化・スポーツ課長 当然、予約をしていただいて、こちらから御説明するときは、こういうふうになりますというのは、ちゃんとお話はしております。ですから長期でとられる方は、短期が入ったときはどくんだという前提で申請もなさっている。それがだんだん今は、長年やっていらっしゃる団体なので当然のような形でもなっていますが、申請のときには、そういうお話しはきちんとさせていただいています。

○北嶋委員長 なかなか公共施設が少なく、アビスタとか近隣センターはとりにくいと、最後は学校の体育館とか、また地域の方が、自治会の総会とか、いろいろなことで使うことがありますよね。そうなってくると、本当スポットですから、協議をしながら両者が公平に使えるということがあってこういうルールを決められたと思います。ありがとうございます。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○北嶋委員長 議案第10号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○北嶋委員長 举手全員と認めます。よって議案第10号は可決されました。

諸 報 告

○北嶋委員長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

○斉藤鳥の博物館長 鳥の博物館から企画展の御案内をさせていただきます。

お手元に企画展のチラシをお配りしたとおり、2月7日から第71回企画展「鳥の鳴き声展」を開催しております。鳥の声というのは鳥の魅力の大きな一つでして、それにスポットを当てた企画展です。企画展では、鳥はなぜさえずるのかということから、あるいはどんなメカニズムでさえずるのかというようなことを、さまざまな鳥の疑問に答えるような内容になっています。

また、展示の中では、例えば日本三名鳥、ウグイスとかオオルリとか、あるいはコマドリといった鳥の声と実際の標本を比べてみるようなことができたりとか、あるいはヒバリの声をいつも聞いている声の5倍遅回しにして、いろいろな言葉が含まれているというようなことを示したりとか、いろいろ楽しんでいただけるような展示にしています。期間中は、ミュージアムショップでも缶バッジなど販売して盛り上げております。

夏休み前のこの6月28日までやっております。その間、例えば3月22日には、野鳥の声の研究家の方に鳥博セミナーということでお話をさせていただいたりとか、あるいはバードコールといって鳥を呼ぶための道具があるのですけれども、その手づくりの工作を3月28日（土曜日）に開催することも企画しております。また、毎月、学芸員によって館内の企画展のガイドツアーも行っていますので、ぜひ御来館いただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○北嶋委員長 ほかにありますか。

○増田生涯学習課長 1月24日に行いました上橋先生の講演会のアンケート結果が出ましたので、御報告させていただきます。資料はきょうお配りしました。

まず、アンケートの配布数ですけれども、163人の方に配布いたしました。回答された方が128名、約80%の回収率になっております。性別で見

ますと、女性が圧倒的に多いのですけれども、女性が101人、男性が27人。年齢別ですと、10代、40代が29人、60代が28人、50代が20人、50代以上が半分、50%占めております。

それから2ページですけれども、感想、満足度です。大半の方が満足していただきました。約85%、人数にして109名が「満足」「やや満足」、「不満」「やや不満」はありませんでした。

それから4ページ以降なのですけれども、アンケートの際にコメントをいただきましたものを全て記載しました。主なものを紹介いたしますと、まず今後どのようなイベントだったら参加するかということでお答えいただいている中では、我孫子在住、それから我孫子ゆかりの有名人・著名人、あるいは作家の方の講演等をまたやってほしいというような意見がありました。もちろん上橋先生の講演をもう一度お願いしたいという意見もたくさんありました。

最後のページなのですけれども、これは企画に対しての御意見だったのですが、会場が少し狭かったので今後はもう少し大きな会場でやってほしいと。それから会場が大きいことでは、たくさん的人数に参加してほしいという御意見がございました。このアンケート結果については、今後の講演会等の企画で生かしていきたいと考えております。

以上です。

○北嶋委員長 これより事務報告に対する質疑の時間とします。質疑はありますか。

○長谷川委員 10ページの3番、教育研究所の項目で「「ヤング手賀沼」校外学習」の項目です。内容を読みますと、「技術・家庭科作品展で同年代の子どもの作品を見学して感想を述べることができた。」「東大の食堂で全員で和やかに昼食を取ることができた。」と書いてあります。この感想を入れたということと、和やかに食事ができたという部分にとっても目がとまりましたので、

前の定例会のときに、この作品を見ることで学習への興味、関心を高めるための催しとしてという話を教育研究所のほうからしていただいたので、この内容を見ますと、ヤング手賀沼の生徒にプラスの事業だったと思います。多忙な中、校外学習は大変だと思いますけれども、また継続ができればと思って、感想を言わせていただきました。

○鍵山教育研究所副参事 ありがとうございます。ヤング手賀沼の子供たちが作品展見学のときに同行をさせていただくことができまして、実際にその後また、ヤング手賀沼へ戻って数日後ですけれども、自分たちで、見てきたものをそれぞれ作品化してみようということで、フェルトでつくった手づくりの作品とか、こんなものをつくってみようかなということで、また創作の意欲も出てきたというところがございますので、それをまたここでちょっと御紹介させていただければと思います。

以上でございます。

○北嶋委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 上橋菜穂子さんの講演会のことなのですけれども、13ページの一番上のところにありますが、これは別紙のほうにしたのだと思いますが、表紙のところの年代別のところで、私も拝聴して感動した1人ですが、10代、20代、30代、40代、70代以上までありまして、50代、60代、70代以上で半分ぐらいでということで、そのとおりなのですが、20代が1%、30代が4%というのは、これはむしろ20代、30代の人に聞いていただきたいというような気持ちも一方にはありますよね。この世代の方たちがこんなに聞いた割合が少ないというのは、抽せんで落ちたということは、それはちょっと置いておいて、それはそうかもしれません。何でこんなに20代、30代が少ないのだろうということは、こういう講演会をやるときには、少しこれは考えなきゃいけないんだと思いますが、いかがですか。

○増田生涯学習課長 今回の講演については、できるだけ10代、5年生以上のお子さんに来ていただきたいということを当初から考えておりました。ですので、40代以上の父兄とお子さん連れの方が多かったのかなという考えでおります。

○豊島委員 実際、あそこに来ている人はそうですね。私もあの様子を見れば今の御説明は納得します。5年生以上のお子さんがというのは一つの方向としてはいいと思うのですけれども、だからといって20代、30代の人たちがこんなに少ないというのは、また違った意味があるんじゃないでしょうかね。何を言おうとしているかということ、子供を連れて行けないですね。小さい子がいれば行けないということがあって、いろいろなところがそういうことがあって、それに対する対応みたいなのはあったのですか。

○増田生涯学習課長 もちろん託児所等も用意しておりました。

○豊島委員 それにもかかわらず来られなかったというのは何なのでしょう。何か考えられますか。

○増田生涯学習課長 講演内容はどうか、ちょっとわかりませんが、対象を5年生以上の方ということで、できるだけお子さんに来ていただきたいということと、土曜日だとはいっても働いている方が多いのかもしれませんが、今後、結果を踏まえて考えていきたいと思っております。

○高橋生涯学習部長 済みません。もう1点なのですが、会場の確保が非常に厳しかったのです。けやきプラザとかはほかに予定が入ってしまっていて、どうしてもそこは譲れないということもありまして、会場がここになってしまいました。できれば先生のいらっしゃる川村学園のほうもお借りしたかったのですが、ちょうど試験に重なってしまっていて、その会場は貸せませんということになりました。ですから、もっと広い会場で、たくさんのお子さんたちも含めて声かけをしていきたいかったのですけれども、例えば川村学園、中央学院大学、

それから市内の高校生の方たちにも声をかけることは実際できたかと思えますけれども、どうしても会場の都合上、往復はがきなり、募集をかけてやらざるを得なかったということがあったので、次回やるときには、そういった広い世代の方たちの入れるようなスペースと、それから声かけについても研究して、もっと多くの方に聞いていただけるような工夫をさせていただきたいと思えます。

○北嶋委員長 図書館長の立場から、何かありますか。

○日暮図書館長 先ほど10代の方が多いということだったのですけれども、10代の方については学校を通して周知をお願いしました。その関係で、学校からのチラシを見て、親なり、おばあちゃんなりを誘って、来られたのではないかと思います。ただ、今言ったように20代、30代が少なかったというのは、もう少し研究が必要かなと考えております。

○豊島委員 今回のこの講演会に対しての取り組みの姿勢というのが悪いと私は思っているわけじゃないんです。会場のこともあったし、仕方がないということはあると思うのですけれども、また講演者のほうが時間をある程度指定したのかもしれない。1月24日（土曜日）1時半から3時半までというのは、こういう報告書のときには表紙のところに書いておいたほうが良いと思えますよ。土曜日の1時半から3時半ぐらいまでというのは、やはり20代、30代の人は忙しいわけですよ。ですから、そこのところはもう覚悟しなきゃいけない、その結果これなのですけれどもね。子供さんがいても来たいと思っている人もいるかもしれないから、実際に我々も、もう皆さんもそうだと思うのですけれども、子供が小さいときなんかはほとんどどこにも行けない、聞きたくて聞けないということがあって、お互いに譲り合って、おまえが行ってこいよという形で、こちらは家で見ているとか、そういうふうないろいろなことを考えて、市民文化連盟のほうの活動なんかにも20代、30代の参加者が少な

いから、そういう議論をしているのですよ。そういう人も参加できるようないろいろな取り組みが全体的に必要なんじゃないかという気持ちがあるものですから、しつこく申し上げましたけれども。でも今回は覚悟の上での取り組みですから、それはそれで仕方がないと思います。ありがとうございました。

○北嶋委員長 事務報告について、ほかに質疑はありますか。

○長谷川委員 19ページの図書館の項目でお願いします。1の「おはなし会」の2月12日（木曜日）、この日なのですけれども、参加された方がお子さんが24人、大人が23人、合計47人と、とても多いようにも感じるのですが、同時にこの日に何か特別な催しか何かがあって、このぐらい多くなっちゃったんでしょうか。

○日暮図書館長 その辺は聞いておりません。ただ、この日は一遍にやることはできなくて、来る方の時間がずれてきて、この時間ですよと言ってもなかなか来なくて、その日はたまたま遅く来る方が何人かいたので2回実施したということで、その部分で参加者が多かったのかなという気はします。

○長谷川委員 ありがとうございます。あそこのスペースが狭いので、これだけの人数が入ったのかなと思ってちょっと心配にもなったのですけれども、それだけ集まってくださるということは好評だということだと思いますので、これからもどうぞよろしくをお願いします。

○日暮図書館長 ありがとうございます。

○北嶋委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 済みません。たびたびで申しわけありません。12ページの「教育研究所における相談」のところをお願いします。

毎回毎回、細かくいろいろなものを出して、懸命に取り組んでくださっていることは本当にとういことだと思います。口で言うのは簡単ですが、この取り組みというのは本当に大変だし、持続力と熱意が必要なのですけれど

も、上のところにある「子どもの不登校に関すること」63件、その中の内訳が下にある各数字だと思うのですが、ここの中にある不登校の中での対人関係というふうにまとめられているところなのですけれども、おっしゃられる範囲でいいのですけれども、この対人関係というのは、例えば私なんかはどういうふうなものとして理解しておけばいいのですかね。

○野口教育研究所長 一番中心なのは、やはり友達関係です。あとは中学生であれば部活の先輩後輩の関係であったり、中には先生との関係ということもあります。家庭ですと、家庭環境というようなところも入ってきますので、一番大きいのは友人関係かなと思っております。

○豊島委員 ありがとうございます。中学生が亡くなってしまったということが今まさにあったわけですが、ここでの対人関係はそうではないと思うのですが、いじめに入ってくということもあったり、いろいろなことがあるわけで、この対人関係というのは、研究所としたら、これらはどういうふうに指導していこう、やはり学校に言ったり、部活の中で話をしたりしながら解消していこうとなさっているのでしょうかね。

○野口教育研究所長 電話であったり、直接親御さん、または本人が来所して、相談員と話をしながら、今まで吐き出せなかったものを相談員に少しずつ心を開いていくということもありますし、もちろんいじめが絡んでくるような状況が親または子供から訴えがあった場合については、学校に確認をとるというようなこともしています。また、中学校ごとにアドバイザーが1人ずつ配置されていますので、このアドバイザーが校内の生徒指導部会であったり、校内支援委員会であったり、最近、非常に要請が多く学校に出向くことも多いですから、そこで実際研究所で抱えているケースについて、該当校の先生方とも話し合うということも進めております。

○豊島委員 ありがとうございます。生徒が研究所のほうに来てくれるとか、

電話で話せるというのは、それはいいですよ。そのようにして、ともかく1つ1つ潰していくしかないというふうに思っております。

もう1つだけいいですか。すぐ下の「子どもの性格や行動に関すること」で73件というのが突出しているのですけれども、これも性格や行動ですから、おおよそのことはわかるのですが、例えば上のところに「精神的な不安定さ」とかということもありますが、「子どもの性格や行動に関すること」の73件というのは、おおよそどういうふうに理解すればいいですか。

○野口教育研究所長 上の表は、不登校になっている子供の中で精神的な不安定があったりということです。この下のほうは、不登校ではないけれども、やや多動があったり、ちょっと暴力的になってしまったり、または緘黙であったり、ちょっと親が見ても、または教師、担任が見ても、気になるなというようなことについて相談を受けるケースがこれだけあるということで捉えていただければと思います。

○豊島委員 大変なことだと思いますけれども、おおよそわかりました。努力してもすぐになかなか解決できない、次から次に起こってくる問題ですので研究所としては大変だと思いますけれども、すごく基本的な重要なところなのでよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○北嶋委員長 ほかにありますか。

済みません。私から1件。6ページの「学校支援地域本部」、先日、生重先生の湖北小での話と、それから授業参加をさせていただきました。ありがとうございます。

それです1つ、生重先生の話から地域未来塾がありました。それは予算云々の話なのですけれども、ここまでいかなくても湖北小でやっていた学習支援、梅澤先生たちが中心になってやっていらした学習支援ですけれども、あれはとても私もすばらしいと思いますし、今までいろいろな委員さんからも、教

員OBの方に子供たちを助けてもらったかどうかという話が出ていました。ああいう現場を見せていただいて、27年度に向けて我孫子市の学校支援地域本部の中で、きちっとしたルールづけまではいかなくても、ああいうのを実践してみようよという話は出ていますか。

○榊原指導課長 今年度もそうでしたけれども、特に学校支援地域本部では学習支援に重点を置いていこうということで、来年度さらに取り組んでいこうということで今計画をしています。また、その中で人材の発掘、特に学習支援につきましても、学習指導にも精通した人材、あと小中一貫の観点から中区での人材の共有化という2点に重点を置いて取り組んでいくことを考えております。

○北嶋委員長 学力をきちっとつけてあげましようというのは、我孫子市の重要施策に入っていますよね。その辺をセーフティーネットとして、どの子にもできるだけフォローしてあげましようということで、ああいう機会をやっていらっしゃるのはすばらしいと思いました。あれを全校に広げるのは、また現実的に難しいことではしょうけれども、できるところからできる方法を見出してやっていただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。

それから、そのページの11番で運営委員会があったようですけども、来年のお話をしましたけれども、課題云々とありますが、このときの議事録等を後でいただくことはできますか。

○榊原指導課長 御用意させていただきましてお渡しします。

○北嶋委員長 ほかに質疑はありますか。

次に、事務進行予定についていきたいと思います。何か質疑はありますか。

○豊島委員 指導課の3ページの3番なのですけども、「我孫子市中学校就職生徒壮行会」というのは、これは毎回見させていただいて、ちゃんと把握できていなかったのですけれども、これは毎年行っている行事なのですか。

○榊原指導課長 はい、行っております。

○豊島委員 金の卵というのは昔はあったのだけれども、この壮行会というのは、どういう意識で、これは義務教育が終わるのでというふうな意味ですか。

○榊原指導課長 義務教育を修了した生徒ということで、さらに義務教育の目標としましては社会的な自立というところがございますので、それを修了した、またさらに門出を祝って、教育長を初め職員から激励をさせていただくということがございます。

○豊島委員 ありがとうございます。中学校卒業して就職をする、私の世代だと、自分のことを思えば何の珍しいことでもなくて、1クラス三十何人のうち高校に進学したのは1桁という感じで、ほとんどが就職ですから何ていうことなかったのですけれども、今はそうではないでしょうからなのですけれども、そういうことも今でも行っているんだなということを改めて知ったのです。それはいいと思うのですけれども、高校に進むのも、専門学校に進むのも、義務教育を修了したということになるのですよね。就職者だけに対してこれを行っているというのは、今の時代だからでしょうかね。これはずっとやっていたことでしょうかね。しつこいようですけれども、もう1回お願いします。

○榊原指導課長 ここ最近ではなく、過去数十年來にわたって行っているものだということがございます。

○豊島委員 ありがとうございます。

○北嶋委員長 ほかの事務進行予定について質疑はありますか。——よろしいですか。

○長谷川委員 11ページの文化・スポーツ課の2番、「樁のブローチを作ってみよう」という項目で、この先着6人というのがとても少ないようにも感じのですが、夏休みの新聞制作、あの人数と同じというか、やはりスペースが小さいから、この人数ということになるのでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 杉村の樁を使って、手とり足とりという気持ちが

ありますので、もう少しやりたいのは現状なのですが、少しずつふやしていきたいという気持ちは持っています。

○長谷川委員 そうですね、わかります。これは特に広報に載せるとか、ホームページに載せるとかではなく、先着ということでもよろしいでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 3月1日の広報、3月1日にホームページ、同時スタートで載せて、告知をしていきたいと思えます。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございました。

○北嶋委員長 ほかに質疑はありますか。——よろしいですね。

次に、教育事業全般について質疑はありますか。

○豊島委員 「繫」を41号から46号まででしょうか、つぶさに拝見をいたしました。この中で、41号からそうなのですけれども、小中一貫のための合同の小中の先生方の集まりとか、あるいは小学生が中学校を訪ねたりとか、中学生から部活やなんかの話を聞いたりとか、そういうことが出ていて、ああ、なるほどなど、これはすごくいいなと思っておりました。これは全ていいのですけれども、その中でちょっと気になっているというか、いいことばかりが書いてあるのですよね。それはいいことしかないのだからそれでいいと思えますが、例えば42号でしょうか、湖北台中学校区なんかのところも児童への学校説明会の様子とかいろいろ書かれておりますけれども、こういう中で中1ギャップが解消されるということになれば、みんな狙っていることですから全力で応援なのですけれども、しかし、小学校6年生が体験入学をして、その中でさらにこれを考えなきゃいけない、もう少し注意をしなければいけない、考え直さなきゃいけないかなというふうな課題というのは何も見えないですかね。いいことばかりなのですけれども、何かもう少しこうしたほうがいいんじゃないかというふうなことはないでしょうかね。6年生の皆さんは一生懸命話を聞いて、中学校への期待に胸を膨らませていたようですと。そういう人が圧倒的だと思

うのですけれども、みんなそうなのですかね。

○榎原指導課長 お答えします。全員がというところの御指摘の点につきましては、これは児童全員にアンケートをとっているわけではありませんので、そのところは詳細にはお答えすることはできませんが、引率した職員、あと実際の中学生からの話を聞く様子を見ていますと、子供たちが目を輝かせて中学生の、自分たちの年長者の話を実際に聞くというような姿を見ていますと、子供たちが本当に真剣に聞いているその表情から意欲は酌み取ることができました。

また、課題ということなのですから、今、中学校区の実態に応じてということで取り組みを進めております。この先、年間計画の中にしっかりと位置づける行事自体が、やはり計画性を持って、そしてさらに目的を持って、カリキュラムの中に位置づけていくということが喫緊の課題だと、感じております。

以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。何か偉そうなことを申し上げて反省はしているのですけれども、恐らく10人いたら10人がよしという、そうはなかなかいかないのが世の中ですから、そういった中で何か問題を見つけながら、それを修正していくということは私らにとっては絶対なきやいけないことなので、そういうことを考えていながら応援して一緒に考えていこうとしているものですから申し上げました。

小中学生の交流と同時に教職員の交流も深めていくことが、小中学校の先生方がお互いの文化を理解し合うことになります。そのとおりなのですよ。教職員の交流を深める、今計画的にどうとおっしゃった、それは本当にそうしていかなきゃいけないと思うのですけれども、これは大変なのですよ。教職員の交流を計画的にやっていくというのは大変で、その分先生方は忙しいし、

ですからそのところをどういうふうにやっていったらいいかなど。後になってから、ああというふうに思うことを少なくしたいなと思うものですから、そんなことを申し上げましたけれども、取り越し苦労であることを祈ります。

○北嶋委員長 ほかにありますか。

では私から、済みません。たまたま今回、「きずな」と所報をいただいております。先ほども豊島委員からお話しされましたけれども、中学校3年生の悲しい事件と、それからもう1つ、小学校の女の子が連れ去られる事件から上手に身を処して助かったことがありましたよね。たまたま今回、両紙にそのことが載っていました。例えば「きずな」ですと、子供にできる護身術、前回にシリーズ化してくださいとお願いして、きちっとくださっている。こういうことの再度改めての確認、それから私がお聞きしたいのは不登校支援について、所報にも書かれていますけれども、我孫子市の不登校の子供たちは今、あの中学校の生徒さんも不登校のお子さんでした。マスコミのニュースだけですけれども、3学期は全欠だということで、どうなっていたのかと、皆さんもそうだと思いますけれども、とても心を痛めています。

改めて、我が身ではないですけれども、我孫子市で今、不登校支援について、ここの所報にも書いてありまして、「STOP不登校あびこ！を御活用ください」ということですが、今我孫子にいる不登校の子供たちにはきちんとマンツーマンというかフェイスツーフェイスで支援が行われていると考えてよろしいですよ。

○鍵山教育研究所副参事 昨日も長期欠席児童の担当者会議を行いまして、特に小学校6年生から中学校1年生に向けて、きちんと引き継ぎを行わせていただくとともに、また、1月中にお休みをしている子たちの市の総数をお伝えしながら、なかなか会えない子供がいないかどうか、それから、そういうときにどういう手だてをとったらいいかということ、訪問相談担当教員というのが

東葛地区で2名任命されておりますので、鎌ヶ谷五中のところにあるのですが、宇賀先生に今年度も3回来ていただきまして、そのうちの2回目ということで、1回は講演会でしたので、詳しくアプローチの仕方等をやっていただいております。

我孫子市の場合は、心の教室相談員、中学校区、それから我孫子三小に県のスクールカウンセラー、それからまたヤング手賀沼の適応指導教員、また先ほど所長からもありました各中学校区のアドバイザー、いろいろな形で先生方だけではなくて、つながれるところを探しながら進めていく環境を整えていこうと努力をしております。また事例によっては、他課であります、子ども相談課、いろいろなところで対応しながら、よりきめ細かな対応を心がけるように努力しております。

今後ともまた、子供たちの声がきちっと学校、それからまた研究所、それぞれの相談窓口に届くような形をとれるように努力していかなければならないということもございますが、現在のところはケース会議等をしながら、より子供との距離を短くするための努力を続けている状況です。

以上でございます。

○北嶋委員長 学校だけで全部解決できることではないと思います。でも学校に来ないということが、その子の生活チェックの一番外に見えやすいところですので、皆さんお忙しい中、大変だと思いますけれども、どうかどうか1人1人の子供たちとどこかでつなげるように、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにないですか。

○豊島委員 1ついいですか。済みません、時間のないところ。これは別にここで出したわけじゃないのですけれども、秋田県と福井県の学力の高いのはそのとおりなのですけれども、そこにあるものをちょっと読みながら感じている

ことがありますので。今、北嶋委員長のほうからもお話があったのですけれども、我孫子の子供たちの教育を今小中一貫をやって何とかしていこうとしているところなのですけれども、いろいろ「繋」のような形でやっていったり、何かしていったりして、先生がまたまた忙しくなる。機械が導入されれば、また忙しくなる。そういうような形で、この福井や秋田のほうがやっているような教員同士のつながり合いとか、そのようにして何かをみんなで、校長以下ですね。そういうふうにしっかりやっていくというふうな話し合いみたいな場だとか、そういうものが持てないと、幾ら小中一貫教育をやったって、何をやったって、先生が忙し過ぎたら準備ができないわけです。形は整ったけれども、中身はすかすかみたいな形というのは、こんな偉そうなことを言って、おまえがやれと言われていたら困るのですけれども。ただ、そこの中身のところを何とかしていくような方向をあわせて考えていきたいと思うのですよね。ノー残業デーみたいな日もあったようですけれども、そのことも含めてきめ細かくやっていく必要があるのかなというふうに思って、時間ないところ申し上げました。やれることはこちらもやりますけれども、ぜひ我孫子の小中一貫をいい機会にして、何とか頑張っていければなと思っています。今、委員長の話に悪乗りしました。済みません。

○北嶋委員長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 質疑ないものと認めます。諸報告に対する質疑を打ち切ります。

○北嶋委員長 事務局より追加議案が提出されました。

追加議案第1号、平成26年度末県費負担学校職員の人事異動の内申については秘密会とすることを発議しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 御異議ないものと認めます。よって追加議案第1号の審査は秘密会とすることに決定されました。

○北嶋委員長 次に追加議案第2号、辞職の同意については人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定につき非公開で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北嶋委員長 御異議ないものと認めます。よって追加議案第2号は非公開とします。

議案提出関係者以外の退席をお願いします。

(関係説明員以外退席)

○北嶋委員長 以上をもちまして、今定例会に付議された案件の審査等は全て終了しました。これで平成27年第2回定例教育委員会を終了します。御苦勞さまでした。ありがとうございます。

午後3時39分閉会